

		区分	内 容
1 中型 まき網	制限措置	漁業種類	しいらつけ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	(1)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 (2)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた島根県沖合海面 ア 北緯35度34.6分 東経130度56.1分 イ 北緯36度01.8分 東経131度35.7分 ウ 北緯35度18.0分 東経132度25.7分 エ 北緯34度50.8分 東経131度46.1分
		漁業時期	6月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

		区分	内 容
2 中型 まき網	制限措置	漁業種類	とびうおまき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	(1)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 (2)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上15トン未満の場合にあつては、10トン以上15トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面 ・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面 ・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面 ・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面 ・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面 ・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面
		漁業時期	6月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は事務所を有する漁業者

区分		内 容	
3 小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第二種漁業（自家用餌料びき網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	7トン以下
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面</li> <li>・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
4 小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（おきあさり貝けた網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
5 小型機船底びき網漁業	制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
6	小型まき網漁業  制限措置	漁業種類	とびうおまき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する主たる漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
7	小型まき網漁業  制限措置	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき小型機船巾着網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
8	小型まき網漁業  制限措置	漁業種類	あみえびまき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容
9 小型まき網漁業	漁業種類	自家用餌料まき網漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
	船舶の総トン数	5トン未満
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	別表に示す区域
	漁業時期	8月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容
10 機船船びき網漁業	漁業種類	いわし機船船びき網漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
	船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面</li> <li>・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容
11 機船船びき網漁業	漁業種類	とびうお機船船びき網漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
	船舶の総トン数	定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
	漁業時期	1月1日から12月31日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容
12 機船船びき網漁業	漁業種類	さより機船船びき網漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
	船舶の総トン数	10トン未満
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町沖合海面</li> <li>・大田市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
	漁業時期	12月1日から翌年5月31日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
13 さし網漁業	制限措置	漁業種類	はまちまきさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市（仁摩町、温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、仁摩町及び温泉津町を除く大田市沖合海面</li> <li>・大田市仁摩町又は同市温泉津町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、大田市仁摩町及び同市温泉津町沖合海面</li> <li>・江津市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、江津市沖合海面</li> <li>・浜田市（三隅町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、三隅町を除く浜田市沖合海面</li> <li>・浜田市三隅町に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、浜田市三隅町沖合海面</li> <li>・益田市に住所又は主たる事務所を有する漁業者にあつては、益田市沖合海面</li> </ul>
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
14 さし網漁業	制限措置	漁業種類	とびうお流しさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
15 さし網漁業	制限措置	漁業種類	きすさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	5月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
16 さし網漁業	制限措置	漁業種類	あまだい漕ぎさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	7月15日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
17 さし網漁業	制限措置	漁業種類	かじき流しさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	6月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
18 しき網漁業	制限措置	漁業種類	浮きしき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
19 しき網漁業	制限措置	漁業種類	やりいか浮きしき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

		区分	内 容
20 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	ぶり、はまち固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

		区分	内 容
21 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	かれい、ひらめ固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	5月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

		区分	内 容
22 固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	くるまえび固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	5月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

		区分	内 容
23 小型いか釣漁業	制限措置	漁業種類	小型いか釣漁業（県内船）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	(1)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、5トン以上10トン未満 (2)現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上30トン未満の場合にあつては、10トン以上30トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	島根県沖合海面
		漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者



区分		内 容	
24	小型定置漁業 制限措置	漁業種類	小型定置漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、指定された区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
25	地びき網漁業 制限措置	漁業種類	雑魚地びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
26	かご漁業 制限措置	漁業種類	あなごかご漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン以上
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	操業区域A：〔大田市（温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者〕 出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面（大田市（温泉津町を除く。）に住所又は主たる事務所を有する漁業者であっても、漁業調整上問題がある場合には、操業区域Bの許可をすることがある。） 操業区域B：〔その他の地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者〕 大田市、出雲市界から329度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで （他の漁業を兼業する者にあつては、兼業する漁業の漁業時期を除くことがある。）
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
27	かご漁業  制限措置	漁業種類	いかかご漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面
		漁業時期	3月1日から7月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
28	ひき縄釣漁業  制限措置	漁業種類	しいら、ぶり、かつお又はまぐろの採捕を目的とするひき縄釣漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	(1)推進機関の馬力数が100キロワットを超える場合 定めなし (2)推進機関の馬力数が100キロワット未満の場合にあっては、3トン以上
		推進機関の馬力数	(1)使用船舶が3トン以上の場合 定めなし (2)使用船舶が3トン未満の場合にあっては、100キロワット超
		操業区域	大田市、出雲市界から0度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
29	すくい網漁業  制限措置	漁業種類	いわしすくい網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	3トン以上10トン未満
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	大田市、出雲市界から0度の線と島根、山口両県界から正北西の線との両線間における海面
		漁業時期	(1)4月1日から7月31日まで (2)10月1日から翌年2月末日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
30	底建網漁業  制限措置	漁業種類	底建網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	定めなし
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	別表に示す区域及びその沖合海面のうち、指定された区域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	
31	あわび漁業  制限措置	漁業種類	あわび漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)] 漁業者の数 3 [操業区域(2)] 漁業者の数 38 [操業区域(3)] 漁業者の数 21
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者。

区分		内 容	
32	なまこ漁業  制限措置	漁業種類	なまこ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)] 漁業者の数 3 [操業区域(2)] 漁業者の数 38 [操業区域(3)] 漁業者の数 23
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	(1)江津市渡津町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (2)浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (3)浜田市長浜町及び熱田町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	江津市又は浜田市に住所を有する個人漁業者。

(別 表)

1 別表に示す区域は、次の表に掲げるとおり、左欄に掲げる者ごとに同表の右欄に掲げる操業区域とする。

	申 請 者	操 業 区 域
1	大田市朝山町島津屋及び同市同町山谷地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第19号又は共第117号の設定区域
2	漁業協同組合 J F しまね大田支所波根連絡所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第20号又は共第118号の設定区域
3	大田市久手町柳瀬地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第21号又は共第119号の設定区域
4	漁業協同組合 J F しまね大田支所久手出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第22号又は共第120号の設定区域
5	漁業協同組合 J F しまね大田支所鳥井連絡所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第23号又は共第121号の設定区域
6	漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者 1～5 及び 7～9 を除く者	共同漁業権共第24号又は共第122号の設定区域
7	漁業協同組合 J F しまね大田支所五十猛出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第25号又は共第123号の設定区域
8	漁業協同組合 J F しまね大田支所仁摩出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者 9 を除く者	共同漁業権共第26号又は共第124号の設定区域
9	漁業協同組合 J F しまね大田支所温泉津出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第27号又は共第125号の設定区域
10	漁業協同組合 J F しまね浜田支所江津出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第28号又は共第126号及び共第154号の設定区域
11	漁業協同組合 J F しまね浜田支所国府出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第29号又は共第127号の設定区域
12	漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者のうち申請者10、11及び13～16を除く者	共同漁業権共第30号又は共第128号の設定区域
13	漁業協同組合 J F しまね浜田支所長浜出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共第129号の設定区域
14	漁業協同組合 J F しまね浜田支所津摩出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第32号又は共第130号の設定区域

15	浜田市津摩町、同市治和町、同市西村町、同市折居町及び同市三隅町折居地内に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第33号又は共第131号の設定区域
16	漁業協同組合 J F しまね浜田支所三隅出張所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第34号、共第35号又は共第132号の設定区域
17	漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区に住所又は事業所を有する漁業者	共同漁業権共第36号～共第39号又は共第133号、共第134号及び共第155号の設定区域

2 なお、1に掲げる表にかかわらず、漁業権者の同意がある場合は当該漁業権設定区域も操業区域とする。